

令和8年度石垣市移住定住支援業務委託に係る企画提案 (公募型プロポーザル) 実施要領

1. 趣旨

本要領は、「令和8年度石垣市移住定住支援業務」を委託するにあたり、事業者の有する専門的知識、企画力、実施体制及び実績等を総合的に評価し、当該業務に最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により参加者を募集することについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度石垣市移住定住支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度石垣市移住定住支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料限度額

総額1,155,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- ①本事業の趣旨を十分に理解したうえで、本市と目的を共有し、委託業務を的確に遂行できること。
- ②暴力団(石垣市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は反社会的組織でないこと。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④沖縄県内に本店又は支店を有する事業者
- ⑤石垣市から入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- ⑥市税の滞納がないこと。

4. 全体スケジュール(予定)

令和8年4月22日(水) 実施要領・仕様書の公表

令和8年5月8日(金) 参加表明書・質問書の提出期限及び質問受付期限

令和8年5月12日（火） 質問への回答
令和8年5月15日（金） 企画提案書の提出期限
令和8年5月下旬 書面審査・ヒアリング等
令和8年5月下旬 審査結果の通知
令和8年6月上旬 契約締結
※変更となる場合があります。

5. 質問及び回答

(1) 質問期間

令和8年5月8日（金）午後5時まで

(2) 質問提出先

石垣市企画部ふるさと創生課代表アドレス

<furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp>に電子メールで提出すること。

(3) 質問方法

任意様式(業者名、担当者氏名、連絡先を明記)にて提出し、電子メールの件名は「石垣市移住定住支援業務委託質問」とすること。

(4) 回答方法

令和8年5月12日（火）までに電子メールにて回答する。

6. 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時

(2) 提出先

石垣市企画部ふるさと創生課 地域創生係

電子メール：furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 提出書類

プロポーザル参加表明書 1部 指定様式（様式1）

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時必着

(2) 提出先

石垣市企画部ふるさと創生課 地域創生係

電子メール：furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(4) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②提案者（企業）の業務実績リスト（任意様式）
- ③会社概要（任意様式）
- ④見積書及び積算内訳書（任意様式）
- ⑤業務実施体制および工程表（任意様式）
- ⑥義務履行証明証

8. 審査

(1) 審査方法

書面審査により参加資格要件等を確認する。書面審査結果を踏まえ、次の方法により受託候補者を決定する。

- ①委員会において必要に応じてヒアリング等を行い、各委員が提案者ごとに各審査項目について審査する。
- ②受託候補者は、選定委員全員の評価点の合計が最も高い提案者とする。
- ③次点者の決定方法については、選定委員全員の評価点の合計が2番目に高い提案者とする。
- ④選定委員全員の評価点と同得点の場合は、同位として扱い、選定委員の多数決により決定するものとする。
- ⑤応募事業者が単独の場合において、選定委員全員の評価点の合計が6割に満たないときは、受託候補者として選出しない。

(2) 審査基準

次の基準により審査を実施する。

審査項目	審査の視点
業務内容（1）	本業務の目的・背景（移住定住促進等）を的確に理解しているか
業務内容（2）	提案内容が移住者増加や定住促進への効果が期待できるものとなっているか。
事業計画	業務実施工程が具体的で、実現可能な計画となっているか。
運営体制	運営体制及び担当者の知識・経験が適正であるか。
委託費の妥当性	企画提案内容に基づく見積り金額（内訳含む）は妥当か。

(3) 審査結果

後日、書面（様式2）及び電子メールで採否を通知する。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

9. 契約

市は候補者と協議し、委託予定事業者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

10. その他

- (1) 本プロポーザル実施に関して、事業の円滑な運営と適切な予算等を確保するため、必要に応じて内容の見直しや変更を行う場合がある。また、諸事情により本事業の実施を中止又は延期する場合がある。
- (2) 本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。
- (5) 契約の手続きは、石垣市財務規則（昭和58年石垣市規則第2号）の定めによるものとする。
- (6) 本実施要領に定めのないものについては、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を速やかに提出すること。

11. 問い合わせ先・書類等提出先

〒907-8501

沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

石垣市企画部ふるさと創生課地域創生係 担当：平良

電話：0980-87-9000

電子メール：furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

様式1

令和 年 月 日

石垣市長 中山 義隆 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

プロポーザル参加表明書

石垣市移住定住支援業務委託企画提案（プロポーザル）募集に参加を表明します。

連絡担当者

所 属

氏 名

電話番号

F A X

E - m a i l

様式2

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

石垣市長 中山 義隆 印

プロポーザル審査結果通知書

貴団体から提出のあった提案について、審査結果を次のとおり通知します。

記

件名：令和8年度石垣市移住定住支援業務委託

結果①：審査の結果、受託候補者に決定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：審査の結果、受託候補者とはなりませんでした。

ただし、貴団体は「令和8年度石垣市移住定住支援業務委託企画提案（プロポーザル）募集要項における「8. 審査第1項第3号」に規定する次点者となりました。

理由：応募者の中で2番目に高い得点であったため。

結果③：審査の結果、受託候補者とはなりませんでした。

理由：応募者の中で最高得点又は次点ではなかったため。

様式3

令和 年 月 日

石垣市長 中山 義隆 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

辞退届

石垣市移住定住支援業務委託の企画提案（プロポーザル）を辞退します。

連絡担当者

所 属

氏 名

電話番号

F A X

E - m a i l